

〈論文〉

## 数理計算上の差異にかかる損益認識の取り扱い

宮川 昭義

### 要 旨

今日の退職給付会計、とくに給付建制度にかかる会計基準において数理計算上の差異の発生は不可避である。数理計算上の差異を会計学上どのような利益として結果的に認識するかはいまだ定まっていない。わが国では日本会計基準、米国会計基準、国際会計基準による財務報告が混在している。会計において利益計算がどうあるべきかは本質的な課題である。伝統的な会計利益は信頼性のある説明可能性の高い過去情報をベースとしている。今日の会計利益は将来キャッシュ・フローによる予測や期待を取り入れた公正価値測定をベースとしている。しかし、いずれの利益観も情報価値にかかる有用性の観点から十分ではない。会計利益に予測や期待が過剰に含まれることは返って情報利用者の錯誤を招く可能性がある。会計における利益観は公正価値測定によるその他の包括利益の拡大から見出せるリスクを財務報告に明らかにする透明性ある保守主義に資することが求められる。

キーワード：利益の質、橋渡し項目、ミスマッチのある再測定、一時的な再測定、リサイクリング

### 1. はじめに

英国では2015年1月1日以降に決算を迎える企業について、退職給付会計にかかるスキームに変更があった。これは、2014年に英国財務報告評議会<sup>1</sup> (Financial Reporting Council, 以下FRC)により公表された英国財務報告基準第102号 (Financial Reporting Standard No. 102, 以下FRS102)を受けてのものである。FRS102は、英国における

---

1 FRCは、会計職業団体諮問委員会(6つの会計職業団体により構成)、政府機関、証券取引所、イングランド銀行、パブリック・セクター企業により構成され、1989年より独立機関となっている。

従前の主な会計基準をとりまとめたものである。それまで英国における退職給付会計は、英国財務報告基準第17号（Financial Reporting Standard No. 17, “Retirement Benefits,” 以下、FRS17）に規定されていたが、FRS102ではセクション28に置き換えられた。FRS102は国際財務報告基準（International Financial Reporting Standards, 以下IFRS）との同等性評価を企図して公表されたものであり、（FRS102, セクション28に置き換えられた）FRS17に大きな変更をもたらした。

この改訂では主に3つの変更がなされた。当該退職給付にかかる英国会計基準（Financial Reporting Standard applicable in United Kingdom and Ireland, 以下UK GAAP）を採用する企業にとっては影響が大きいものと判断される。以下に当該3つの変更について簡単に説明する。

- ①当該会計期間における退職給付費用の計算において退職給付債務にかかる利息費用と、制度資産にかかる期待収益の計算を結合することとなった。具体的には、期待運用収益率（an expected return rate）という概念が廃止され、退職給付債務にかかる利息費用および制度資産にかかる利息収益が同一の割引率（a discount rate）を適用することとなった。
- ②剰余金の認識に適用されてきた上限規定が改訂された。これまで以上に剰余金の認識可能性が拡大した。
- ③複数事業主年金制度及びグループ制度において、給付建制度については簡便法の適用が認められていた。しかし、今後は各々異なる認識の必要が生じる場合がある<sup>2</sup>。

以上はいずれも、掛金建制度（a defined contribution pension, 以下DC）よりも給付建制度（a defined benefit pension, 以下DB）を採用する企業への影響が大きい。他方、連結会計のレベルにおいて、すでに国際財務報告基準（International Financial Reporting

---

2 複数事業主制度及びグループ制度にかかるFRS17の改訂については、2011年6月16日に公表されたIAS19の改訂によるところが大きい。当該IAS19ではこれらの制度に特徴的なリスク及び不確実性について、より有益な情報が財務諸表利用者に提供されることを目的として、開示規定が一部追加された。たとえば、制度の解散時または企業制度からの脱退時に積立不足や積立超過にかかる合意された配分規定、翌会計期間における予想拠出額、複数事業主制度への加入の程度などである。これらは解散時及び脱退時における当該制度の財政状態にかかる追加情報であり、国際会計基準第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」（International Accounting Standard No. 37, “Provisions, Contingent Liabilities and Contingent Assets,” 以下IAS37）との相互関係を明確なものとしており、とくに当該脱退時における負債の認識及び測定について、IAS37が適用されることを明確にしている。なお、当該負債については企業が制度から脱退する可能性が高くなった時点で認識されることとなる。

Standards, 以下 IFRS) を採用している企業にとっては、あまり大きな影響はないものと考えられる。しかし、現に UK GAAP を採用している企業にとっては、その影響は必至である。

本稿では、退職給付会計にかかる UK GAAP の変更を手がかりに、国際会計基準審議会 (International Accounting Standard Board, 以下 IASB) が目指す退職給付会計、とりわけ DB にかかる会計基準について、同 IASB が 2013 年 7 月に公表した討議資料「財務報告に関する概念フレームワークの見直し」(Discussion Paper, “A Review of the Conceptual Framework for Financial Reporting,” 以下 DP) 及び 2015 年 3 月に公表した公開草案「財務報告に関する概念フレームワーク」(Exposure Draft, The Conceptual Framework for Financial Reporting, 以下 ED) との関係性から分析する。

とくに数理計算上の差異にかかる会計処理については、今日の会計学における利益概念について重大な示唆を与えると考えられる。そのため、当該数理計算上の差異にかかる会計処理において、その違いが顕著である米国財務会計審議会 (Financial Accounting Standard Board, 以下 FASB) が公表する財務会計基準書 (Financial Accounting Standards, 以下 US GAAP) による財務会計基準書第 158 号「退職給付の会計処理および開示に関して FAS87 および FAS132 (R) を改定する基準」(Financial Accounting Standard No. 158, “Employers’ Accounting for Defined Benefit Pension and Other Postretirement Plans—an amendment of FASB Statements No. 87, 88, 106, and 132 (R), 以下 FAS158) との比較において考察をおこなうものである<sup>3</sup>。本稿の目的は、日本国内において企業が財務諸表を作成する際に、日本の会計基準、US GAAP を採用する企業及び IFRS を採用する企業が混在するなかで、当該退職給付会計にかかる数理計算上の差異にかかる会計処理の違いが、会計学的利益概念にいかなる違いを生じさせているかを明らかにすることにある。

---

3 US GAAP は、過去 70 年間にわたり 2000 を越える会計基準書が作成され、当該会計基準書が非常に大部であったために会計基準適用にかかる会計実務は非常に複雑なものとなっていた。そこで US GAAP の明確化、リサーチ時間の短縮、会計基準の有効な適用、US GAAP 改訂の適時性、IFRS との整合性、コンピューター会計への対応などを目的に、会計基準のコード化が 2004 年 9 月以降、従前の会計基準の法典化 (Accounting Standards Codification, 以下 ASC) 作業が進められ、2009 年 7 月 1 日の適用とともに、US GAAP は FASB ASC XXX-XX-XX という呼称に変更された。当該退職給付会計については、ASC 715-10-980 において取り纏められている。本稿では DB にかかる数理計算上の差異に関する分析をおこなう関係から、従前の呼称、すなわち FAS158 を使用する。

## 2. 数理計算上の差異にかかる国際会計基準の改訂

2011年6月にIASBは、国際会計基準第19号「従業員給付」(International Accounting Standard No. 19, “Employee Benefits,” 以下IAS19)の改訂(以下「当該改訂」または「改訂IAS19」)を公表し、退職後給付の認識、表示及び開示の方法について大きな変更をおこなった。当該改訂では、解雇給付及び短期従業員給付にかかる会計処理についても変更及び基準の明確化、それにとまなう文言の変更もおこなった。

ただUK GAAPの変更がそうであったように、当該改訂にかかる影響は大きなものから軽微なものまで多岐にわたった。とくに、その影響はDBにかかる従前のIAS19において企業が適用した会計処理上のオプションによって一様ではなかった。当該改訂は、まさに従前のIAS19で認められてきた認識及び表示にかかる会計処理上のオプションを廃止することによって、退職後給付にかかる企業の財務報告の比較可能性を向上させることを企図している<sup>4</sup>。

改訂IAS19により最も影響を受ける会計領域は退職後給付、とくにDBにかかる会計処理である。そして従前のIAS19と改訂IAS19との間で大きな変更があったのはUK GAAPの変更にも見られる数理計算上の差異にかかる会計処理上のオプションの廃止である。従前のIAS19では数理計算上の差異の認識について以下のオプションが認められていた。

- ①その他の包括利益を通じた即時認識
- ②純損益を通じた即時認識
- ③純損益を通じた遅延認識（以下コリダー・アプローチ）

改訂IAS19ではこれらのオプションのうち、①その他の包括利益（other comprehensive income, 以下OCI）を通じた即時認識のみが適用が認められ、他のオプションは廃止されることとなった。

これは従前のIAS19においてコリダー・アプローチ（回廊方式などともいう）を適

---

4 改訂IAS19では解雇給付についても最終基準化されている。解雇給付については2005年に公表された公開草案「IAS37の修正」および公開草案「IAS19の修正」で改訂が提案されていた。今回の改訂IAS19では解雇給付が、雇用の終了による対価なのか、将来の勤務に対する対価のいずれに該当するかについて、財務諸表作成者が判断できるような改訂がなされ、これにとまなう解雇給付の認識要件も改訂されている。

用していた企業にとっては重要な変更である。周知のようにコリダー・アプローチは未認識の数理計算上の差異の正味累積額が、予測退職給付債務（Projected Benefits Obligation）および制度資産（Plan Assets）の公正価値の10%超とならなければ即時認識せずにオフバランスすることを容認していた。さらに当該累積額が10%超となっても、その超過部分を即時認識するか将来の一定期間（たとえば従業員の平均残存勤務年数）にわたって償却処理するなどのオプションが認められていた。

そのため、多くのIFRSを採用する企業（以下、IFRS企業）は財政状態計算書（A Statement of Financial Position, 以下F/P）上のボラティリティを抑制するためにコリダー・アプローチを採用してきた<sup>5</sup>。改訂IAS19ではこのコリダー・アプローチが廃止され、数理計算上の差異はその発生時にOCIを通じて即時認識されることとなったのである。ただ、OCIを通じた即時認識にしても改訂IAS19では利益情報との関連から新たな会計概念が持ち込まれている。これについては後で詳述する。

コリダー・アプローチにはかねてより費用認識のオフバランス化あるいは平滑化などをもたらすという批判があった。Hicks（1965）によれば、それこそが期間損益計算を歪める原因となり、本来、DBについて企業が開示すべき財務報告の透明性を歪めるというのである。しかしコリダー・アプローチは、もともと数理計算上の差異は見積計算にかかる誤差というべきものであり、累積計算してみれば当該誤差が相殺される可能性がある。また、見積計算がある程度正確であれば誤差自体も僅少なものとなるはずで、当該誤差を即時認識することは期間損益の適正化（純損益計算）という観点から疑問が生じるという同様の理由により採用されたものである。つまり、この時点での数理計算上の差異にかかる認識についてコリダー・アプローチを採用するか否かの議論は、当該差異が純損益と認識すべきか否かという会計学上の利益観によって異なったわけである。

具体的には、数理計算上の差異の発生が経営者の経営意思決定と直接的な関係性に乏しいため、これを純損益として即時認識することを経営者サイドは強く抵抗したのである。そのため、加藤（2006）によれば、従前のIAS19では②純損益を通じた即時認識というオプションを残しながらも、DBに対する母体企業の責任を会計上の負債とする負債概念の拡大を受け入れさせ、他方で数理計算上の差異にかかる会計処理にコリダー・アプローチの適用を認めることで政治的な着地点を探ったと指摘するのである。

5 2007年9月のIFRS第1号「初年度適用」（IFRS No.1, “First-time Adoption of International Financial Reporting Standards”）の改訂にともない従来の貸借対照表が財政状態計算書へ名称変更された。

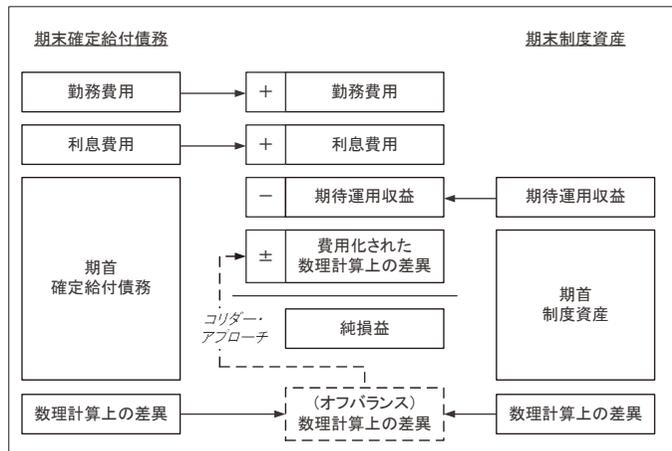


図 1 コリダー・アプローチによる遅延認識

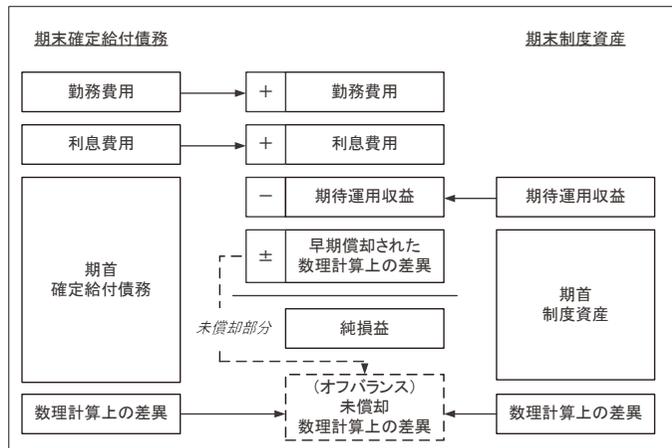


図 2 純損益を通じた即時認識

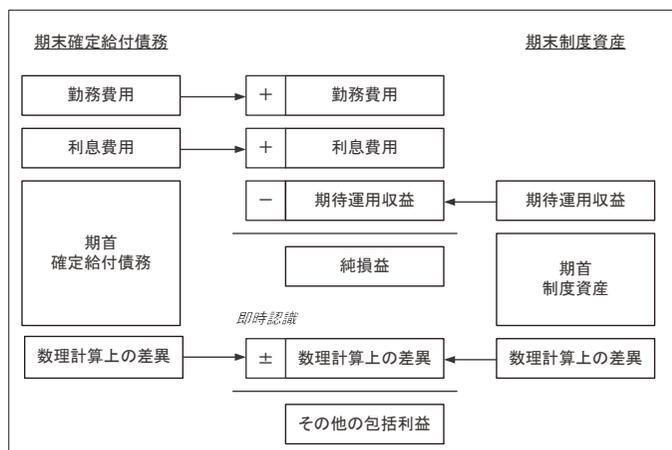


図 3 OCIによる即時認識

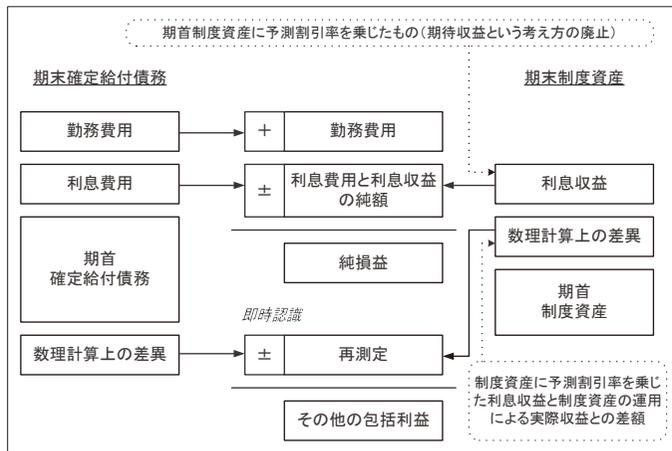


図4 再測定による即時認識

改訂 IAS19 が従前の IAS19 と退職給付費用の認識および数理計算上の差異の処理においていかなる部分で異なるのかをさらに細かく見ていこう。図1, 図2, 図3は従前の IAS19 で認められていた方法である。図4は改訂 IAS19 で取り入れられた方法である。

コリダー・アプローチを廃止した経緯について、改訂 IAS19 では以下のように説明をしている<sup>6</sup>。

- ①即時認識が遅延認識に比べ目的適合性の高い会計情報を提供できること
- ②即時認識の方が DB の財務変動をより忠実に表現し、情報利用者の理解を容易にすること
- ③コリダー・アプローチは、制度資産が積立不足であっても、F/P に資産が認識される可能性があり、情報利用者に誤謬を生じさせる可能性があること

また、純損益を通じた即時認識については、これを廃止し「再測定 (remeasurement)」の項目とする見直しをおこなった。これは数理計算上の差異が、将来キャッシュ・フローの金額やタイミングにかかる情報を提供するものではないことをその主な理由としている。そのため、従前の IAS19 で会計処理上のオプションとして認めていた当該勤務費用や利息費用の処理と同様に扱うのではなく、OCI の一部として認識すべきであるとしてこれを排除したのである<sup>7</sup>。つまり IASB は再測定にともなう予測価値の変動については、図3

6 改訂 IAS19, par. BC72.

7 改訂 IAS19, par. BC88-BC90.

にあった従前の IAS19 の OCI を通じた即時認識する方法を細分化することが有益であると判断した、あるいは純損益計算に加えることは望ましくないと判断したのである。それが図4の意味である。

表 1 改訂 IAS19 における確定給付費用の分解

項目	要素	認識
勤務費用	①当期勤務費用 ②過去勤務費用 ③清算損益	純損益 (包括利益計算書)
利息費用	①確定給付債務の利息費用 ②期首制度資産にかかる利息収益	
再測定	①数理計算上の差異 ②期首制度資産にかかる利息収益と実際収益の差額 ③資産の上限規定(アセット・シーリング)にかかる影響	その他の包括利益 (財政状態計算書)

さらに、図4にある純損益及びOCIの認識について、その内訳を示したのが表1である。表1に示されるとおり、当該勤務費用には清算損益 (gains and losses on settlement) が含まれる。当期勤務費用及び過去勤務費用は、事業継続上のコスト (人件費及び労務費) としての関連性が高いことから、従前の IAS19 と変わらず純損益計算に含められることとなった。清算損益については、当初、OCIで認識することが提案されていたが、解雇給付や制度改訂にかかる費用などが純損益として認識されることと整合させるために、勤務費用の一部として加えられることとなった<sup>8</sup>。そして事業継続上のコストとの関連性が乏しいものを再測定項目としてOCIに置くこととしたのである。

また、利息費用については、従前の IAS19 において確定給付債務に予測割引率を乗じたものを純損益として認識してきた。そして制度資産については、長期期待収益率を乗じたものを期待収益として純損益として認識してきた。両者はその呼称が異なるものの、それまではともに (正負の) 利息費用として同様に認識されてきたわけである。

ただし、期待収益については現在時点における市場予測に基づいて保有する制度資産の長期にわたる期待運用成果を純損益として認識してきたため、期末時点における制度資産

8 改訂 IAS19, par. BC169.

にかかる実際収益と期待収益とは大きな数理計算上の差異を生じさせる原因ともなっていた。

改訂 IAS19 では、従前の期待収益を細分化し、当該確定給付債務の算定に適用した予測割引率と同じものを期首時点における制度資産に乗じることで（予測）利息収益とし、確定給付債務にかかる（予測）利息費用と同じ計算概念として純損益として認識することとした。

そして、当該（予測）利息収益と期末時点における（実際）利息収益との差額を数理計算上の差異として OCI で認識することとしたのである。つまり、当該数理計算上の差異は、確定給付債務にかかる数理計算上の差異ともども、期末時点における再測定の結果として OCI とされたわけである。長期的な期待収益という概念の排除である。

そのほか、改訂 IAS19 では過去勤務費用の認識方法についても変更がなされた。従前の IAS19 では権利確定部分についてはその全額を即時認識、権利未確定部分については権利確定までの期間を通じて定額法により認識してきた。改訂 IAS19 では権利確定の有無を問わず、過去勤務費用として即時認識されることとなった。事業継続上のコストとの関連性から発生費用としての概念が広くとられた格好である。その理由としては、当期勤務費用についても予測単位積増方式の下で、将来の勤務を前提として当該期間までに帰属する未確定部分を含めている。そのため、過去勤務費用についても同様に認識することが会計理論上整合的だというわけである<sup>9</sup>。

また、再測定され OCI へ計上された数理計算上の差異は当該期間に純損益に振り替える処理（いわゆるリサイクリング）を不採用とした。従前の IAS19 では利益剰余金に振り替えることとされていたが、IASB では利益剰余金に関する定義について十分議論が尽くされていないことから、株主資本の一部として振り替えることとなったのである<sup>10</sup>。

このように見てくると、改訂 IAS19 と従前の IAS19 では会計学的論点の存在が見えてくる。主な論点は以下のとおりである。

- ① 当期勤務費用の計算にかかる期待運用収益から純利息損益計算への変更
- ② 純損益計算と OCI 計算の分類
- ③ リサイクリングの不採用と株主資本への振替

9 改訂 IAS19, par. 156.

10 改訂 IAS19, par. BC100. ただし、株主資本そのものが各国固有の法的制限を受けることから、当該数理計算上の差異を株主資本の一部として振り替えることの是非については今後とも議論の対象となろう。

当期勤務費用の計算にかかる期待運用収益から純利息損益計算への変更は、その背景にある公正価値に対する会計情報としての情報価値が異なる。従前のIAS19では、数理計算上の差異にかかる会計処理のオプションとしてコリダー・アプローチが認められていた限りにおいて、会計情報における公正価値情報の信頼性に少なからず疑問符がついていたと言える。しかしながら、改訂IAS19では数理計算上の差異については再測定の要素としてOCIを通じた即時認識しかできない。

これは、これまでの公正価値による情報価値に関する明確な会計観の変化である。宮川(2012)によれば、今日の情報利用者の意思決定にとって有用な会計情報とは目的適合的な経済事象を抽出し、それを忠実に表現することが基本的特性であり、公正価値という情報の信頼性をもはや云々する余地は残されていないと指摘している。

こうした前提があるからこそ、期待運用収益という考え方を排除し、公正価値概念をより大きく取り入れた(予測)利息収益こそを勤務費用の一部とし、これと(実際)利息収益との差額を一種のアノマリー(anomaly)としているのである。つまり、従前のIAS19では数理計算上の差異の発生は不可避なものであり、その調整に軸足があったのに対し、改訂IAS19では公正価値による認識及び測定をこれまで以上に重要な情報と位置づけ、確定給付債務から生じる利息費用との対称概念(symmetrical notion)として位置づけているのである。

こうした概念変化を理解すれば、勤務費用計算における期待運用収益から利息収益への構成要素転換は考え方としては理解可能である。しかし、以下の点で疑問が残される。

本来、今日のDBにかかる会計基準の目的は、従業員からの長期にわたる役務提供の対価として支払う確定給付金(主に退職金や企業年金給付金)について、制度設立主たる企業の責任が現時点においてどの程度担保されているかを会計情報として明示することにあつたはずである。その意味で、当該会計基準は負債概念の拡大として広く認識されてきたはずである。そうであるからこそ、F/P上に当該制度にかかる積立不足を負債の純額として認識するための方法が模索されてきたわけである。

したがって、制度資産については、この積立不足(負債)を見ながら、経営者は長期的な投資戦略における経営意思決定をおこないつつ運用をおこなうのである。当該戦略は、制度資産の運用を委託されている証券・保険会社の運用能力によっても差異が生じるとともに、企業の運用方針(ポートフォリオ)によっても違いが生じるはずである。まさに期待運用収益は、たとえそれが過大な期待により恣意的であるとの批判を受けようとも、その時点では経営意思決定のあらわれであり、それが過大であったか過小であったかは事後的に検証されるべきものである。

したがって、確定給付債務の算定に適用した予測割引率と、制度資産の運用収益たる利息収益の算定に適用した予測割引率とが同値であること、それこそがアノマリーなのである。当該会計基準がDBにかかる企業責任を一層可視化することを主目的とする以上、かかる会計処理の対称性にこだわる必要性がないと理解すべきである。IASBはかかる改訂についてさまざまな理論的整合性を盾にしてその当為性を説くが、むしろ本質的には期待運用収益率の設定に関して、経営者の恣意性が介在することへの批判を回避するための改訂と見て間違いのないのである。

このように考えると、純損益計算とOCI計算の分類についてもそもそも無理があるように思われる。IASBでは図4にあるように、事業継続上のコストと関連性のあるものを純損益計算とし、それ以外をOCIとして分類させることとした。

たとえば、改訂IAS19では人口統計上の仮定の変化は、数理計算上の差異として再測定項目とされる。しかし、人口統計上の仮定とは、離職率（制度にとっては脱退率）といった企業固有の事情によるものも含まれ様ではない。離職率の高低は、企業の経営意思決定の直接的あるいは間接的結果であって、これを一括りに数理計算上の差異として再測定し、OCIとすることにどれほどの意味があるのか疑問である。そもそも確定給付債務にかかる利息費用及び制度資産にかかる利息収益にしても、その算定に適用した予測割引率が事業継続上のコストとして直接的に関連性がないことも排除しきれない。利息費用や利息収益が、金融費用あるいは金融収益であるにもかかわらず、その純額を当期における勤務費用の一部とすることについてもしっかりとした説明が必要だろう。

こうした疑問に立って、改訂IAS19における再測定の考え方及びそれにかかるリサイクリングの不採用と株主資本への振替について検討してみよう。従前のIAS19では図2及び図3にあったとおり、数理計算上の差異について純損益を通じた即時認識することもOCIを通じた即時認識することも会計処理上のオプションとして認められてきた。改訂IAS19ではこれを再測定という要素に置き換えOCIを通じた即時認識のみに限定している。ただしこれについても以下の点に留意が必要である。

改訂IAS19では図4及び表1のとおり、勤務費用、利息費用及び再測定への3つに分解している。そして勤務費用及び利息費用を純損益へ、再測定をOCIへと分類している。その理由として再測定に含まれる項目が、将来キャッシュ・フローの不確実性やリスクに関する情報としての価値が乏しいものであることを挙げている。

しかし、IASBが自ら説明しているように、何をもってOCIとして認識すべきか未だ固まっておらず<sup>11</sup>、他の会計領域におけるOCIにはリサイクリングされるものもあり、この

11 改訂IAS19, par. BC90.

辺の理論的整合性をどうするかは現在検討過程にある。そしてそもそも再測定とは会計理論的にどのようなものと理解すべきなのであろうか。再測定に関する分析の前提としてつぎに現代の企業会計における利益観の変化について考察を加えてみよう。

### 3. 利益の質の変化

企業会計の目的が何かということは、古くて新しい問題である。これは企業が財務報告をおこなう対象者が誰かということに換言することが可能である。企業会計のあり方に直接の利害関係を有し、かつ当該財務報告に大きく影響を受ける主な対象者（利害関係者）を二つ挙げるとすれば、ひとつは企業に対して資本を提供した出資者（株主）であり、もうひとつは企業に対して資金の貸付けをおこなっている債権者である。

企業会計は、従来、前者が企業に対する持分を有するため、持分の変動内容を明らかにする純損益計算に関心を有し、後者が外部債権者として企業の返済能力を確認する手段として財産計算に関心を有する、という単純な前提により議論されてきた。企業会計がこうした根本的に関心の異なる利害関係者の要請を互いに十分満足させる会計情報を提供することは理論的および実務的に難しい。しかし、企業会計の役割は根本的に関心の異なるこれら二つの利害関係者を満足させる会計情報を作成できないことを指摘するに留まらず、何らかの工夫により両者がある程度満足させることができないかを分析し模索してきたわけである。

周知のように、現代資本主義の発展は資本の出資者と資本の受託者の分離、いわゆる所有と経営の分離を明瞭化する株式会社制度をベースにしている。当該資本受託者（経営者）が当該資本を運用（経営意思決定）した結果（取引）により損益が生じ、それが出資者資本（株主持分）の増減に直接的に影響を与えるという構造となっているのである。

したがって、経営者は自らの経営意思決定により生じた株主持分の変動内容を明瞭に計算する責任を有し、当該責任は純損益計算にこそ重心がかかることとなる。つまり、純損益計算は直接的な経営意思決定による株主持分の変動計算にほかならず、現代資本主義の発展はその「狭義の損益計算」をいかにおこなうかが企業会計の要諦とされてきた。そしてそれは翻って経営者としての能力評価につながり、損益計算書の作成および報告こそが企業会計の中心目的とされてきたのである<sup>12</sup>。

12 損益計算書の重要性に対し、財産計算（貸借対照表計算）の重要性を否定するものではないことに留意が必要である。貸借対照表計算は組織的な損益計算をおこなううえで不可避的かつ密接に結びついて、損益計算の結果として残留する株主資本の現状を明らかにするものである。つまり、損益計算を通じて抽象的に認識される利益を株主資本の増加分として側面的に明瞭化する役割を有するのである。

これに対し、近年の株式会社制度は単純にこれまでのような狭義の損益計算に重心をかけるものから変化している。いわゆる金融資本主義の発展により、それまでの負債と株主持分とのあいだのグレーゾーンが拡大し、金融資本家としての債権者が増大しているためである<sup>13</sup>。

当然ながら、当該債権者の関心は資本出資者たる株主のそれとは根本的に異なる。当該債権者は貸付資本の保全及び回収に強い関心を有し、その危険が予見される場合には、その危険を自ら負担すべき株主とは本質的に異なる立場にある。当該債権者としては、利用資本の現状と返済能力の程度を判断できる財務報告の提供を求めることが必然的要請となる。結果的に現状の財政状態を報告することに重心がかかり正味財産計算をいかにこなうかが企業会計の課題となってくるのである。

ここで、正味財産計算には、経営者の経営意思決定による狭義の損益計算のほかに、それ以外の外的要因による正味財産価値の変動部分が加わることとなる。すなわち、狭義の損益計算のほかに外的要因による正味財産価値の変動部分も加わることで「広義の損益計算」がなされることとなる。これがいわゆる包括利益（comprehensive income）である。

さらに金融資本主義の発展は持分そのものの多様化をもたらし、結果として資本出資者たる株主の関心をも変容させるに至ったという点が見逃ごせない。IASBにより2015年3月に公表されたEDでは、収益及び費用を以下のように定義している<sup>14</sup>。

- ①収益とは、持分の増加を生じる資産の増加又は負債の減少（持分請求権の保有者からの拠出に関するものを除く）である。
- ②費用とは、持分の減少を生じる資産の減少又は負債の増加（持分請求権の保有者への分配を除く）である。
- ③収益及び費用の定義から、持分請求者の保有者としての当該保有者との取引は、収益及び費用を生じないこととなる。
- ④収益及び費用には、取引及び他の事象（資産及び負債の帳簿価額の変動を含む）から生じる金額が含まれる。

13 金融資本主義が発達する以前における債権者保護の立場は、19世紀後半から20世紀初頭にかけての企業合同により大規模企業が誕生する以前の小規模企業に対するものであった。小規模企業の保有する財産は流動資産中心の資産構成であり時価で認識することは事実上可能であった。したがって債権の担保能力を表現することも不可能ではなかった。しかしながら、金融資本主義の発展は、資産構成が多様化（とくに市場性のない資産の増加）するとともに負債と資本との間のグレーゾーンが拡大したことでこれらを時価で認識することが容易ではなくなった。

14 ED4.48-4.52

⑤収益及び費用は、企業の財務業績の構成要素である。財務諸表利用者は、企業の財政状態と財務業績の両方に関する情報を必要とする。したがって、収益及び費用は資産及び負債の変動によって定義されているが、収益及び費用に関する情報は資産及び負債が提供する情報と同等に重要である。

ここで持分請求権の保有者とは、単に本稿における株主と考えても大きく異ならない<sup>15</sup>。株主には企業が保有する正味資産に対する請求権に優先順位があると理解しておけばよい。さて、上記の収益及び費用の定義によれば、当該 ED では収益及び費用の認識にあたって広義の損益計算の立場にあることが理解できよう。すなわち、経営者による経営意思決定によって生じた損益は狭義の損益計算として持分の直接的な変動要因となることはもちろんだが、それ以外の外的要因によってもたらされる持分の変動も収益及び費用と解し、これを広義の損益計算とするというものである。

つまり、持分の変動をもたらす要素ごとに分類はおこなえるが、結果として持分の変動をもたらす（株主間の取引を除く）要因は、それが実際の取引によるものか、価値評価の変動（OCIの変動）によるものかを問わず広く収益及び費用と理解するというものである。

狭義の損益計算および広義の損益計算の関係を図示すると以下の図5のようになる。

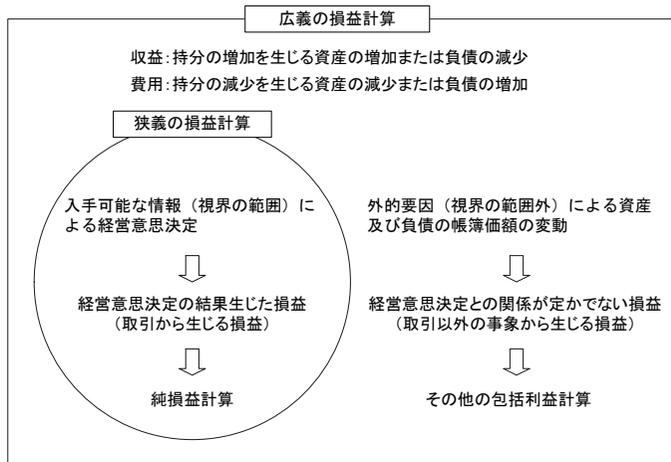


図5 狭義の損益計算と広義の損益計算

15 当該 ED4.43-4.44において、持分 (equity) をすべての負債を控除した後の企業資産に対する残余持分と定義し、持分請求権はこの残余持分について企業の存続期間中または清算時における現在の請求権としている。このような請求権には契約、法律又は類似の手段によって設定される場合があり、(a) さまざまな種類の株式、(b) 持分請求権を受け取る権利などが含まれる。また、当該 ED の公表に先だって IASB によって 2013 年 1 月に公表されたディスカッション・ペーパー『財務報告に関する概念フレームワーク』(Discussion Paper, "A Review of the Conceptual Framework for Financial Reporting." 以下 DB) では、これらを便宜的に一次的請求権および二次的請求権という用語を用いて説明している。

このように考えると、IASB が想定する企業会計における損益計算には、経営者の経営意思決定によって生じた損益と、それ以外の損益とに大別することが可能である。ただ、図5を損益計算構造の観点から説明しようとするると二つの異なった見方が成立する。ひとつは「狭義の損益計算 + OCI 計算 = 広義の損益計算」、もうひとつは「広義の損益計算 - OCI 計算 = 狭義の損益計算」である。しかし、構造的には二つの異なる見方が可能であっても、それを説明可能性の立場から理解しようとするは必ずしも容易ではなくなる。

実は今日の企業会計において、本来、経営者による経営意思決定の評価に利用されてきた狭義の損益計算にはすでに資産及び負債の価値変動にかかる OCI 計算要素が混入している。たとえば売買を目的とする有価証券にかかる評価損益がそれであり、本稿のテーマである退職給付にかかる退職給付費用がそれである。

言うまでもなく売買を目的とした有価証券の評価損益は狭義の損益計算において認識されるし、退職給付費用については従前の IAS19 では利息費用、期待運用収益、未認識の数理計算上の差異の処理及び未認識過去勤務費用の処理であり、改訂 IAS19 においては純利息費用の計算が該当する。とくに両者に共通する利息計算については、退職給付債務の割引現在価値及び制度資産の公正価値の金額をベースとして計算することから、ここにはやはり資産及び負債の価値変動から生じる金額が含まれている。

つまり、IASB が考える狭義の損益計算の中には、すでに公正価値（時価や期待キャッシュ・フローの割引現在価値）の評価項目が取り入れられており、それは OCI 計算の項目に限定されていない。すでに狭義の損益計算はかつてのそれよりもより広い概念で計算されていることがわかる。

そのように考えると狭義の損益計算とはいかなるもので、OCI 計算はいかなるものかを説明することは困難なものとなる。したがって、狭義の損益計算に該当する項目と、OCI 計算の項目と概念的に分けて説明することは困難であり、前者の計算構造である「狭義の損益計算 + OCI 計算 = 広義の損益計算」という立場を事実上とれないこととなる。

高寺（1999）によれば、本来的な収益と費用は、経営者による経営意思決定による結果として生じた収益と費用の対応関係（狭義の損益計算）に帰着するものであり、当該対応の第一次認識は取得した財・サービスに対して支払われる対価（キャッシュ・アウトフロー）としての「期間限定していない費用」と、提供した財・サービスに対して受け取る対価（キャッシュ・インフロー）としての「期間限定していない収益」の認識であるとする。そして第二次認識として成果（実現収益）と努力（発生費用）の「対応」関係を見ることで当該期間に帰属させられるとしている。

これは「費用及び収益の認識」（費用→収益）は現金収支のタイミングと同じではないが、

「期間限定していない費用」と「期間限定していない収益」の認識は現金収支という結果に紐づけられることとなる。そしてこの結果として、成果（実際収益）を得るためにいかなる努力（発生費用＝経営意思決定）したのが重要視され、「収益及び費用の認識」（収益→費用）に逆転することとなる。ここに収益と費用との対応関係を重視する会計学上の利益観があらわれることとなる。

そのため、狭義の損益計算によらない OCI は、当初、損益計算には含まれず、直接的に株主持分を増減させたり（いわゆる資本直入）、そもそも会計上無視されてきたわけである。本来、資本取引とは株主との取引から生じるものだけであり、それ以外に株主持分を変動させる取引はすべて損益取引のはずだということとなる。そのように考えると狭義の損益計算によらずかつ資本取引ではないグレー項目を持分の変動として、資本直入により処理することは会計情報の読み手にとって理解しにくいものとなる。

ここで、前述の株式会社制度の基本に立ち返ってみると、損益取引と資本取引は明確に区別されなければならないはずである。損益取引とは株式会社制度において、株主より経営を委託された経営者の経営意思決定による取引から生じるものである。

しかし、そのように考えると経営者の経営意思決定によらない株主持分の変動は、株主の責任となるのだろうか。たとえば経営者の経営意思決定以外の意思決定としては株主総会における決議事項が想起されるが、これには外的要因の変化への対応は通常含まれない。しかも外的要因の変化に対応する適時性という観点からは経営者の付随的な担当領域とも考えられる。仮に外的要因の変化が企業の財政状態や経営成績に影響を与えているとするなら、それが経営意思決定によるものとはあらずとも経営者自身がその影響を把握しておく必要が生じる。このグレー項目を損益取引とすることが広義の損益計算、すなわち包括利益の考え方なのである。

しかし、ここで新たな問題が生じる。狭義の損益計算と広義の損益計算とに情報価値上の違いはあるかという問題である。これは前述のとおり、狭義の損益計算と OCI 計算とに明確な区別が現代の企業会計において困難である以上、あえてこれまでどおり狭義の損益計算の結果（いわゆる純損益）に情報価値上のこだわり（有用性）を見いだす必要性があるかということである。他方で、広義の損益計算が、情報利用者にとっての有用性を向上させるか否かについては、たとえば大日方（2012）などは、経営者による恣意的な会計処理機会が増大し、当該有用性は低下すると指摘している。また徳賀（2012）においても公正価値測定に対するバイアスの存在を指摘している。

これについて IASB は、狭義の損益計算に見られる特徴、すなわち従来のように財政状態は貸借対照表、企業業績は損益計算書という単純な見方に違和感を覚えている。ED に

において IASB は、そうした見たかを否定するものではないが、たとえば狭義の損益計算（純損益）のみをもって、企業業績のすべてを判断することはできないし、また表現することもできないと主張するのである<sup>16</sup>。

#### 4. 再測定とリサイクリング

ただ、こうした IASB の主張に対して、斎藤（2009）や田中（2013）のように依然として狭義の損益計算（純損益）に情報価値を求める意見は多い。そこにはやはり、株式会社制度をベースとする企業業績の計算にこそ経営者の責任が求められるのであって、外的要因をも含めた広義の損益計算（包括利益）では当該責任がぼやけてしまうというものである<sup>17</sup>。とくにこの主張には狭義の損益計算を重視することで OCI 計算が軽視され、あたかも「ゴミ箱」の様相を呈する懸念があり、これを有用なものとするためにもリサイクリングを支持するという意見も見られたようである<sup>18</sup>。

周知のように、リサイクリングとは、いったん OCI に計上したものを、改めて純損益に組替調整する会計処理であり、いわば広義の損益計算（包括利益）のなかで、狭義の損益計算（純損益）の情報価値を重視する立場に立った会計処理である。逆に言うと、リサイクリングをおこなうかおこなわないかで純損益に対する情報価値が変化することを意味する。こうした意見に押され、IASB は純損益と OCI の区分をおこなうために DP において、リサイクリングに関する考え方を整理しており、そこに出てくるのが図 4 にあった再測定という考え方である。

IASB は DP において OCI 計算に関して 3 つのアプローチを掲げ、それぞれについてリサイクリングの対象とすることがどうかを検討している。それが表 2 である。

表 2 におけるアプローチ 1 はリサイクリングをそもそもおこなわず、結果として狭義の損益計算（純損益）及び OCI 計算（OCI）の情報価値が均質であり、包括利益をもって企業業績であり財務業績であるという考え方に立っている。このアプローチ 1 ではそもそもリサイクリングはおこなわれないため、個々の判断が不要となる。そのため利益の組替調整を通じた利益操作の影響を受けにくくする特徴がある。

16 ED, par. BC7.33-BC7.37.

17 IASB は、当該 ED を公表する以前に「アジェンダ協議（2011）」（Agenda Consultation 2011）を公表し、財務報告ニーズに対する意見募集をおこない、当該意見を DP（2013）、par. 8.3 に要約している。

18 ED, par. BC7.29.

表2 リサイクリング処理の対象

アプローチ	OCIとする項目	リサイクリングの対象	特徴
1	—	なし	広義の損益計算(包括利益)のみ重視
2A	橋渡し項目 ミスマッチのある再測定	橋渡し項目 ミスマッチのある再測定	OCIに計上された項目すべてをリサイクリング処理する (リサイクリング処理するものだけをOCIとする)
2B	橋渡し項目 ミスマッチのある再測定 一時的な再測定	橋渡し項目 ミスマッチのある再測定 一時的な再測定(一部)	OCIに計上される項目が上記2Aの場合よりも広い (リサイクリング処理は個々の会計基準で対応が異なる)

つぎにアプローチ2AはOCIとして「橋渡し項目」(Bridging Items)及び「ミスマッチのある再測定」(Mismatched Remeasurements)が計上される考え方である。ここで「橋渡し項目」とはF/Pでは公正価値による測定をおこない、包括利益計算書(A statement of comprehensive income, 以下C/I)では歴史的な原価による測定がおこなわれ、その結果、両者に測定にかかる差異が生じるケースを指している。そしてその差異をOCIに計上することを意味する。たとえば、満期保有債券にかかる会計処理や再評価モデルによる有形固定資産等の会計処理などがこれに該当する。また、このアプローチには本稿で取り上げているDBの資産及び負債の測定による変動、すなわち数理計算上の差異が該当する可能性がある。

公正価値でF/P項目を測定するのは、期末時点の財政状態を表現する方法として理解できなくもない。しかし期中に実現した利益や発生した費用を計算するC/Iに期末時点において認識した評価損益をOCIに計上することに検討の余地はないだろうか。

今、期末時点の公正価値を単純に市場価格(時価)と考えるなら、当該市場価格は経営者の経営意思決定とは関係ない要因により変動することも考えられる。そのように考えると、たとえば売買目的有価証券にかかる評価損益は、まさに橋渡し項目に該当し、OCIに計上すべきものである。期末時点に多額の評価益が発生していたとしてもそれは実現したのではなく、本来的な狭義の損益計算には含まれないと考えるべきものである。

ただ、こうした見方は市場価格に対する信任によって見解は変わるはずである。仮に評価損益を狭義の損益計算要素とするなら、これについても期中に稼得したリターンと考えていることの表れである。市場価格に対する信任は公正価値よりも格段に高いことを意味

する。

つぎにミスマッチのある再測定について検討してみよう。橋渡し項目がF/PとC/Iという2つの計算書類にまたがる測定上の差異であったのに対し、ミスマッチのある再測定は、同じF/Pの貸借における認識測定のみミスマッチである。具体的には以下のような場合にミスマッチが生じる。

- ①どちらかが期末日レートで、他方が取引日レートである場合
- ②どちらかが公正価値ベース、他方が歴史的原価ベースの場合
- ③どちらかが未認識（オフバランス）の場合

つまり、F/Pは従来の貸借対照表と貸借構成は同じであるため、貸借の金額合計はバランスするはずである。その一方で、測定概念の異なる金額が貸借にあっても貨幣価値で表されてしまうため計算自体はできてしまうわけである。そのため、こうした貸借項目の測定概念の差異を「ミスマッチ」と表現し、これを再測定することで当該差異をOCIへ分類しようというのである。

ただし、私見によれば当該差異は上記のような測定にかかる技術的な問題によって生じるというよりは、経営者による経営意思決定と会計基準との間に生じる感覚的な差異と考える方がいいかもしれない<sup>19</sup>。ただし、醍醐（1993, 1994）などのように評価益を積極的に実現可能利益と捉える立場からは、アプローチ2Aの橋渡し項目及びミスマッチのある再測定のみをOCIとすることは結果としてOCIそのものを非常に限定的なものとしてしまう。そのためIASBはアプローチ2Aを「狭いアプローチ」（*narrow approach*）と呼んでおり、そのすべてがリサイクリングされることとなる。

つぎにアプローチ2Bを見てみよう。アプローチ2Bは、アプローチ2Aの「橋渡し項目」及び「ミスマッチによる再測定」に「一時的な再測定」（*Transitory Remeasurements*）を加えたものである。IASBは一時的な再測定について、当初、OCI計算の対象にしておいて、結果的に狭義の損益計算（純損益）に振り替える対応、つまり一度OCIに計上した後でリサイクリングをおこなうかおこなわないかはIASBが個別に判断するとしていた。

19 たとえば、外貨建取引における為替差損益について、在外営業主体への純投資目的（資金調達手段）による為替差損益などにおいて個別ベースでは純損益と認識され、連結ベースではOCIと認識されるケースなどがある。そのほかこのミスマッチのある再測定に該当しそうな会計領域は国際財務報告基準書第9号「金融商品」（*International Financial Reporting Standards No. 9, "Financial Instruments"*）の金融負債の分類およびヘッジ会計などが挙げられる。

こうしたIASBの裁量が及ぶ背景には、一時的な再測定によるOCI項目には、リサイクリングをおこなわなくとも狭義の損益計算（純損益）そのものの情報価値が損なわれな  
いものがあると考えているようである。すなわち、一部の固定資産や固定負債の評価損益  
など、一時的な再測定によりOCI項目とされたもののなかには、無理にリサイクリング  
することで返って狭義の損益計算（純損益）そのものの輪郭をぼかしてしまうこととなる  
という見方である。

具体的には長期にわたって使用される資産及び長期にわたって果たされていく債務につ  
いて期末時点にその都度評価損益を認識することや当該評価計算に利用される割引率など  
の変動により多額の評価損益が生じ、それを認識し、さらにこれをリサイクリングするこ  
との無意味さを強調しているわけである。

そして、IASBは一時的な再測定に該当項目については、以下のような特徴を有すると  
指摘するのである<sup>20</sup>。

- ①資産の実現又は負債の決済が長期間に及ぶ
- ②当該期間における再測定が資産又は負債の保有期間を通じて相殺又は変動する可能性が  
高い
- ③当該期間における再測定の全部又は一部をOCIと認識することで、企業が保有する経  
済的資源から得たりターンの主要な指標としての純損益の目的適合性及び理解可能性が  
高まる。

しかし、これではやや抽象的であるため、具体的な例を取り上げることでその理解を深  
めたい。IASBでは、この一時的な再測定の例として本稿で取り扱うDBにかかる数理計  
算上の差異を挙げている。

IASBは当該数理計算上の差異を、実は前述の橋渡し項目の候補として挙げていた。し  
かし、当該数理計算上の差異を橋渡し項目とすることは、結果としてリサイクリングをと  
もなうこととなる。改訂IAS19では数理計算上の差異にかかるリサイクリングが否定さ  
れていることから、IASBの見解では当該数理計算上の差異は橋渡し項目ではなく、一時  
的な再測定に該当するとの立場をとっている<sup>21</sup>。

---

20 DP, par. 8.88.

21 当該数理計算上の差異は、確定給付債務（割引現在価値）と制度資産（公正価値）の純額に関係するも  
のであり、財政状態計算書の貸借にかかる測定のミスマッチに該当しない。つまり、当然にミスマッチ  
のある再測定に該当しない。

数理計算上の差異が一時的な再測定に該当するか否かについて、IASBはその再測定の特徴として前述の3つを挙げているが、①及び②についてまさにDBにかかる財政状況及び数理計算上の差異に見られる特徴であることから特別に説明は不要であろう。明らかに数理計算上の差異は当初より狭義の損益計算（純損益）に当てはまらないからである。しかし、依然として③の説明はわかりにくい。

IASBはこの③についてさらに以下のような説明を加える<sup>22</sup>。すなわち、再測定は将来キャッシュ・フローの不確実性とリスクに関する情報を提供し、それらをF/Pに反映する。しかし、再測定が将来キャッシュ・フローの金額やそれが生じる時期について提供する情報は少ない。そのため、IASBは将来キャッシュ・フローの金額やそれが生じる時期及び予測価値にかかる情報をもとに狭義の損益計算とOCI計算を峻別する判断材料としたいというのである。そのため、数理計算上の差異の変動額は③の判断材料に対して、将来キャッシュ・フローの金額及びそれが生じる時期及び予測価値にかかる情報としての重要性が乏しいため、結果としてOCIに留まるとしているのである。

さらに、IASBはこうしてOCIに留められた項目についてはことさらリサイクリングすることに否定的である<sup>23</sup>。なぜなら、一時的な再測定がリサイクルされることの妥当性は、リサイクリングを通じた複雑な調整を通じてもお当該財務報告にかかる十分な目的適合性を提供する場合に限られる。したがって、IASBはOCIに含まれるそれぞれの会計領域について一時的な再測定項目をリサイクリングするか否かは、その目的適合性に照らして個々に判断するとしているのである。とくに、確定給付債務の純額にかかる再測定については、リサイクリングする手間の割には目的適合的な財務報告を提供するとは考えにくいという立場なのである。

また、数理計算上の差異が橋渡し項目でもない理由については以下のように説明している。ただし、説明内容が抽象的であるため誤解をおそれず意識すると以下のように言えるだろう。すなわち、

- ①数理計算上の差異は、橋渡し項目のような公正価値による測定や、歴史的原価による測定のようなそれ自身に説明可能で意味のある金額ではなく、単に每期首に再設定される（予測）割引率を機械的に適用して計算される金額であり、
- ②そのため、数理計算上の差異を、橋渡し項目のように理解し、複雑なりサイクリングを

<sup>22</sup> DP, par. 8.90.

<sup>23</sup> DP, par. 8.91-8.92.

おこなうことで、目的適合的な財務報告が得られるとは考えにくい、

ということである。もし仮に上記①及び②のような判断を払拭できるのであれば橋渡し項目としてリサイクリング処理をおこなうことに意味を見出せるが、現状ではそれは難しいと IASB は説明しているのである。

しかし、これまでの IASB の説明を引き取って考えてみると、そもそもなぜここまでして狭義の損益計算と OCI 計算の峻別にこだわる必要があるのだろうか。そもそも IASB が掲げた利益観は、狭義の損益計算（純損益）から広義の損益計算（包括利益）にこそ、情報価値を見出そうとしてきたのではなかったか。単純にそう理解すると、当該時点において計上した退職給付費用は、最善の見積りを通じて認識した発生費用であり、また退職給付債務は機械的であるにせよ割引現在価値計算を通じた公正価値である。

したがって OCI として計上された数理計算上の差異は、F/P と C/I それぞれについて異なる測定方法によって生じた差異と考えることが可能であって、これを橋渡し項目と理解することは可能ではないか。また、その結果として当該数理計算上の差異を事業継続上のコストあるいはリスクとして将来にわたって認識していく（リサイクリング）ことに大きな問題が生じるのか。むしろ、IASB が主張するようにアプローチ 2A 及び 2B を突き詰めて議論すればするほど、結果として広義の損益計算（包括利益）よりも狭義の損益計算（純損益）の情報価値を認めることにならないかという疑問が残されることとなる。さらに言えば、IASB の利益観では、株主持分の変動は、これまでどおり純損益を通じた変動と、OCI を通じた変動（資本直入）という 2 つの経路が残されたままとなるのである。

## 5. FASB の対応

ここで、IASB の OCI にかかるリサイクリングへの対応が、会計領域によってケースバイケースであることと、数理計算上の差異についてはサイクリングされないことの説明の複雑さを鑑み、当該数理計算上の差異にかかる米国の対応について検討してみよう。周知のようにすでに US GAAP では利益観が、それまでの純損益（IASB 流に言うところの狭義の損益計算）から、包括利益（同じく広義の損益計算）へ、その情報価値に関する軸足を移している。

FASB は 1997 年 6 月に財務会計基準書第 130 号「包括利益の報告」(Financial Accounting Standard No. 130, "Reporting Comprehensive Income," 以下、FAS130) を公表している。FAS130 では包括利益を純損益と OCI とに分け、OCI の内訳を開示す

ることを求めている。FAS130のOCIには、IASBのDPで議論されてきたいわゆる「一時的な再測定」という考え方は存在せず、OCIに分類されるのは同「橋渡し項目」及び「ミスマッチによる再測定」のみである（IASBのアプローチ2Aと同じ概念）。そのため、FAS130ではOCIはいずれ純損益にリサイクリングされる。

たとえば、IASBのDP及びEDでは、当初、狭義の損益計算に分類されるものと、OCIに分類されるものとの間で、その後リサイクリングされるものはケースバイケースであった。つまり、会計領域によってはOCIのまま累積され、それが株主持分の変動要因として残されるケースが生じる。これに対して、FAS130では、当初、IASBと同様に純損益とOCIとに分類されるものの、その後リサイクリングにより純損益に組替調整される。これは、US GAAPにおいて当該期間における期間損益は、それまでの純損益（狭義の損益計算）よりも包括利益（広義の損益計算）に焦点を当てていることを意味するが、US GAAPでは包括利益を一義的な利益観としながらも、同時に株主持分の変動は結果としてすべてがリサイクリングされることで狭義の損益計算を通じておこなわれることを意味する。

たしかに、リサイクリングされる前は、その他の包括利益の累積額（Accumulated Other Comprehensive Income, 以下 AOCI）として株主持分の一部を払込資本金及び利益剰余金と区別しつつ表示することとなるが、時間の経過にともなってAOCIの一部は純損益に組替調整されている。その理由としては、利益にかかる認識のタイミングによって、当初、純損益（狭義の損益計算）及びOCIへ分類されるものの、株主持分の変動は純損益を通じておこなわれるというこれまでの株式会社制度、すなわち資本と利益の区分を会計システムとして維持していることを示すものである。

このことは、FAS158において退職給付費用の認識にあたって制度資産の期待運用収益を依然として適用していることから伺えることである。つまり、AOCIに分類された後、時間の経過にともなってリサイクリング（定額法）による純損益へ組替調整される根拠は、それがIASBの主張したようなOCIが経営意思決定とは無関係に生じるという理解のみならず、それを将来的に事業継続上のコストとして認識していく、すなわち、OCIを事業継続上の一種のリスクと捉え、これに対応した経営意思決定をおこなうことで二義的に純損益として認識することを求めているのである。

したがって、それが事業継続上のリスクとしてOCIに認識されることを補うために、制度資産の運用からいかなるリターンを得るべきかについて経営意思決定の観点から期待運用収益という考え方を維持しているわけである。理論と実際のギャップを是正する必要が経営者に課せられているのである。その意味において、IASBの主張はより理論的な説

明可能性を追求して、結果として包括利益が情報価値として有用であるという主張に弱気を見せているのに対し、US GAAP はよりこれまでの会計理論と会計実務の実践的な融合を図っていると指摘できるのである。

## 6. おわりに — 行き過ぎた有用性議論による利益観の混乱

会計の最も基本的かつ重要な役割は、利害関係者に対する情報提供機能であると言われている。しかし、今日、その対象となる利害関係者は金融資本家を含めた投資家を前提としている。そのため、近年の金融資本主義に軸足を置いた財務報告の有り様は、企業価値情報に結びつく利益計算の有用性が過度に強調され過ぎた感がある。

これは会計が堅持してきた本来の会計システム、すなわち事実に基づいた過去情報による意思決定（ここには経営意思決定はもちろんのこと投資意思決定も含まれる）から乖離し、予測あるいは期待といった実態のない情報が有用であるとの錯覚を生み出している。Dhaliwal 他（1999）及び Defond 他（2007）が指摘するように、包括利益の内に OCI 項目を増やすことは、結果として包括利益に対するノイズを加えることとなり、財務報告の信頼性を損ねるばかりでなく、利益情報のさらなる有用性を目指した行為に反した結果となるかもしれない。たとえそれを目的適合的及び忠実な表現と理論的説明可能性を謳ってみても、後追いの理屈でしかないと言えるだろう。

本稿で取り上げた数理計算上の差異は、発生当初、狭義の損益計算に含まれないことは IASB 及び FASB において共通しているが、その後のリサイクリングの有無において両者の利益観は大きく異なっている。つまり、数理計算上の差異を実態のない単なるノイズとしてそのまま OCI と捉え、これを含めた包括利益をもって有用な利益情報と捉えるか、ノイズに真正面から向き合うべくリサイクリングをおこない、経営意思決定の材料としながら純損益を通じて株主持分の増減に結びつける経営努力をおこなうかである。

しかし、これら利益観の相違は、もっと本質的な部分で会計のあり方にある種の示唆を与えるものである。利益情報として広義の損益計算（包括利益）に情報価値を見出す立場からは、依然として狭義の損益計算（純損益）を重視する姿勢は、金融資本主義の発展から見て、いかにも古くさく、会計の史的展開に対する頑なな固執と映るかもしれない。また、これまで会計が果たしてきた情報の信頼性や説明可能性を重視するという立場からは、継続的な記録を前提としない予測や期待によって計算された OCI が膨れあがることは、いわばアカウンティング（会計）の枠を超えたファイナンスの領域の問題であると映るかも知れない。

ただ、両者の利益観をさらに引いて考えると、財務報告の有用性議論による利益観の混乱は、狭義の損益計算（純損益）だけでは、情報利用者の有用性にとって不十分であったことが端緒であるし、その不十分さをどこまで広げるかの程度の混乱であると理解できる。とくに経営者の経営意思決定に直接結びつかない OCI の広狭は、それが資産及び負債の変動に関する点で数学的に意味があるかもしれないが、こと会計上の利益とは何かを問われたときに、それに対する答えを供出するものではない。

むしろ、会計は過去情報による信頼性や説明可能性をベースにしながらも、リスクに対する先見性を取り入れながら経営意思決定をおこなうことこそが本質であると理解するならば、広義の損益計算と狭義の損益計算の間（はざま）にある OCI は、リスクが潜むグレーゾーンの拡大と理解し、そこから透明性ある保守主義的な財務報告の模索にこそ会計の目指す方向性であると理解すべきである。その意味で、本稿で取り上げた退職給付会計はそのスタートが当該リスクを負債概念の拡大により明らかにしてきたのであり、とくに数理計算上の差異にかかる会計処理は、会計利益はどうあるべきかを社会的合意のなかで考える一穴を提供するものである。

本稿は平成 26 年度札幌大学研究助成による成果である。

#### <参考文献>

- [1] 大日方隆（2012）「公正価値の誤用と金融危機」『金融危機と会計規則』中央経済社，2012 年
- [2] 加藤盛弘（2006）『負債拡大の現代会計』森山書店，153-199.
- [3] 斎藤静樹（2013）『会計基準の研究 増補改訂版』中央経済社，2009 年。
- [4] 醍醐聡（1993）「有価証券評価益論争を考える」『會計』第 143 巻第 5 号，18-33.
- [5] 醍醐聡（1994）「時価評価と業績測定・成果配分」『會計』第 146 巻第 5 号，59-74.
- [6] 高寺貞男（1999）『利益会計システムの進化』昭和堂
- [7] 田中弘（2013）『会計学はどこで道を間違えたのか』税務経理協会
- [8] 徳賀芳弘（2012）「会計基準における混合会計モデルの検討」『金融研究』日本銀行金融研究所，2012 年，141-203.
- [9] 宮川昭義（2012）「会計情報に関する質的特性の変化」『札幌大学総合研究』第 3 号，1-14.
- [10] Accounting Standards Board (ASB) (2000), Financial Reporting Standard (FRS) 17,

Retirement Benefits, ASB.

- [11] DeFond, M., M. Hung and R. Trezevant, “Investor protection and the information content of annual earnings announcements: International evidence, *Journal of Accounting and Economics*, Vol. 43, No. 1, 37-67.
- [12] Dhaliwal, D., K. R. Subramanyam and R. Trezevant (1999), “Is Comprehensive Income Superior to Net Income as a Measure of Firm Performance?”, ” *Journal of Accounting and Economics*, Vol. 26, No. 1, 43-67.
- [13] Financial Accounting Standards Board (FASB) (1997), Financial Accounting Standard (FAS) 130, *Reporting Comprehensive Income*, FASB.
- [14] Financial Accounting Standards Board (FASB) (2006), Financial Accounting Standard (FAS) 158, *Accounting for Defined Benefit Pension and Other Postretirement Benefit Plans*, FASB.
- [15] Financial Reporting Council (FRC) (2013), Financial Reporting Standard (FRS) 102, *The Financial Reporting Standard applicable in the UK and Republic of Ireland*, FRC.
- [16] Hicks, E. L. (1965) , “Accounting for the Cost of Pension Plans, ” Accounting Research Study No. 8, *American Institute of Certified Public Accountants (AICPA)* , 58.
- [17] International Accounting Standards Board (IASB) (2004), International Accounting Standards (IAS) 19 (2004 revision), *Employee Benefits*, IASB.
- [18] International Accounting Standards Board (IASB) (2005), International Accounting Standards (IFRS) 37 (2005 revision), *Provisions, Contingent Liabilities and Contingent Assets*, IASB.
- [19] International Accounting Standards Board (IASB) (2008), International Financial Reporting Standards (IFRS) 1 (2008 revision), *First-time Adoption of International Financial Reporting Standards*, IASB.
- [20] International Accounting Standards Board (IASB) (2011), International Accounting Standards (IAS) 19 (2011 revision), *Employee Benefits*, IASB.
- [21] International Accounting Standards Board (IASB) (2013), *Discussion Paper – A Review of the Conceptual Framework for Financial Reporting*, IASB.
- [22] International Accounting Standards Board (IASB) (2014), International Financial Reporting Standards (IFRS) 9 (2014 revision), *Financial Instruments*, IASB.
- [23] International Accounting Standards Board (IASB) (2015), *Exposure Draft - Conceptual Framework for Financial Reporting*, IASB.